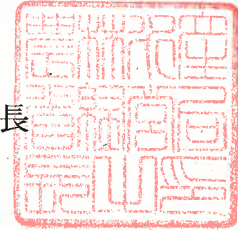


30経営第3151号
平成31年3月29日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の一部改正について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第26号）の施行に伴い、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、別紙については、国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。
なお、貴傘下団体に対して、貴職より周知をお願いします。